

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年1月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日  
令和3年12月1日（宇治市監査委員公表第13号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 教育委員会 教育総務課

監査期間 令和3年9月1日から同年10月19日まで

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
<p>1 中学校施設使用料収入状況について</p> <p>令和元年度の定期監査において、学校施設使用条例等に基づく事務処理が行われていないと指摘した。</p> <p>これに対し、生涯学習課（現在、教育総務課が所管）からは使用料の算定誤りについては、指導・是正するとともに、差額を収納した。また、学校体育施設の使用手続については、本事業の委託先である各開放校の運営委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対して、適正な事務処理について、新年度（令和2年度）に、文書により通知を行い改善が図られるよう要請を行う予定としている。さらに、適正な事務処理を図ることができるよう、書類等の見直し等に向けた研究検討を進めるとの報告を受けた。</p> <p>今回、随時監査を行ったものの、依然として同様の状況が散見されるとともに、新たに使用料を還付せずに別月に振り替える等の事例も見受けられた。</p> <p>適正な事務の執行のため、早急に改善を図られるよう強く求める。</p>	<p>本事業の委託先である各学校の開放運営委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対して、学校体育施設の使用手続きによる指摘事項の明示と適正な事務処理について、改善点がわかりやすいような資料を作成し、文書と合わせて通知を行い改善が図られるよう要請をしました。</p> <p>また、学校長及び教頭の会議に出席し、監査委員からの指摘事項について口頭でも説明を行う予定です。</p> <p>同様に、委託先である開放運営委員会に対しても説明会を開催し、事業概要と合わせて監査委員からの指摘事項について説明を行う予定です。</p> <p>他には、適正な事務処理が図れるよう、書類等の見直し等に向けた研究検討を進めます。</p>

監査対象 教育委員会 中央図書館・東宇治図書館

監査期間 令和3年9月1日から同年10月19日まで

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
<p>1 図書館資料提供費支出状況について （中央図書館）</p> <p>令和元年度の定期監査において、支出負担行為の重複が見受けられたと指摘した。 これに対し、中央図書館からは支出負担行為の重複については、重複した支出負担行為を取消して是正をした。また、今後の改善を図るため、1回の支出負担行為により複数回に分けて支出命令を行う新聞代金等の案件を事務引継書に記載するとともに職場内でその旨を共有したとの報告を受けた。 今回、随時監査を行ったところ、支出負担行為の重複については見受けられなかったものの、支出負担行為の遅れが複数見受けられた。 今後は、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出負担行為の遅れについては、適切な支出負担行為の時期を業務マニュアルにより職場内で改めて確認し、以後適正に執行するよう徹底を図りました。</p>
<p>2 図書館資料提供費支出状況について （東宇治図書館）</p> <p>令和元年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。 これに対し、東宇治図書館からは支出負担行為にかかる事務処理をより適切な時期に行うよう見直し今後の改善を図ることとし、その旨を職場内で共有するとともに事務引継書に記載したとの報告を受けた。 今回、随時監査を行ったところ、支出負担行為の遅れが1件見受けられた。 今後は、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出負担行為の遅れについては、適切な支出負担行為の時期を業務マニュアルにより職場内で改めて確認し、以後適正に執行するよう徹底を図りました。</p>